

全青司2015年度会発第71号
2016（平成28）年1月14日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿
衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山崎正昭 殿
政党各位

児童扶養手当の所得算定基準に関する意見書

全国青年司法書士協議会
会長 石橋 修
東京都新宿区四谷二丁目8番地
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
e-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約3000名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、かねてより子どもの人権問題への取り組みを行っているところであるが、昨年8月2日、さらなる取り組みとして養育費に関する全国一斉の電話相談会を開催した。そこには、生活困窮に苦しむひとり親家庭から多数の声が寄せられたので、以下のとおり意見を述べる。

意見書の趣旨

児童扶養手当の支給要件である所得の算定に際して、受け取った養育費の8割を算入する規定を廃止すべきである。

現在、児童扶養手当においては所得要件が定められており、その算定に際し、手当受給権者が支払いを受けた養育費の8割を収入認定するとされている（児童扶養手当法第9条第2項、児童扶養手当施行令第2条の4第3項）。養育費を受給すれば児童扶養手当が減額される関係にあるが、子どもの貧困対策の観点から同条項を即刻廃止し、養育費を受け取った場合にも児童扶養手当が減らされないことがないよう現行制度を改善すべきである。

意見の理由

1. 子どもの貧困の現状

厚生労働省の平成26年「国民生活基礎調査」によれば、最新の日本の子どもの相対的貧困率は16.3%であり、過去最悪の数値を更新した。約6人の1人の子どもが貧困の中で育っているということになる。

また、子どもがいる現役世帯の貧困率も15.1%と過去最悪であり、このうち大人がひとりの現役世帯の貧困率は54.6%と驚くべき数値である（同調査）。子どもがいる現役世帯のうち、大人がひとりの世帯は、2世帯に1世帯が貧困に陥っているということになる。

なお、「子どもがいる現役世帯のうち大人がひとりの世帯」とはいわゆるひとり親世帯を指すが、厚生労働省の平成23年度「全国母子世帯等調査」（以下、「母子世帯等調査」という。）によれば、子どものいる世帯の12%がひとり親世帯であり、子どものいる世帯の約8世帯に1世帯がひとり親世帯となる。もはやひとり親世帯は決してめずらしい世帯ではない。

さらに、母子世帯の母の就労形態を見ると、非正規労働が全体の52.1%を占めており、わが国の離婚母子家庭における年間就労収入の平均は176万円に過ぎない（母子世帯等調査）。

子どもの貧困・ひとり親家庭の貧困に対する対策は待ったなしの状況にある。

2. 養育費の現状

わが国において、養育費の取り決めをしている離婚母子家庭は約38%であり、現在も養育費の支払いを受けられている家庭は約20%に過ぎない（母子世帯等調査）。離婚母子家庭のうち、わずか2割しか養育費の支払いを受けていないのである。

なお、離婚父子家庭では養育費の取り決めがある家庭は約18%であり、現在も現在も支払いを受けられている家庭は約4%に過ぎない。

このように子の育ちのための経済的支えである養育費を受け取ることができていないという状況は大きな社会問題といえる。

3. 現場での声と制度の不備

当協議会では、子どもの貧困・ひとり親家庭の貧困に対し、収入面から支援するために養育費の受給・取決めの推進が重要であるとの認識に至り、昨年8月2日に全国一斉の養育費相談会の開催に踏み切った。結果として、1日で203件もの相談が寄せられた。

本相談会を含め、われわれの相談の現場には「養育費をもらうと児童扶養手当が減額されるので、養育費はもらわない」という相談者の声が多く寄せられている。

現状の児童扶養手当制度においては、支払いを受けた養育費の8割が所得として算定されてしまうため、養育費の支払いを受ければ児童扶養手当が減額されるという関

係にある。当事者である相談者も、現状の養育費制度、児童扶養手当制度では、双方の受け取りができない制度になっていることを熟知している。

この算定方法は平成14年の児童扶養手当法改正と同施行令の改正によって定められたものであるが、これ以前には養育費は所得として算入されておらず、児童扶養手当と養育費双方の受け取りが認められていた。いわば、この年に政府自らが子どもの貧困に拍車をかける制度を構築したことになり、このような貧困拡大政策は是正されるべきである。

また、わが国の子どもの貧困の現状を考えると、児童扶養手当は生活保護とは異なり、収入に代替する公的給付ではなく、収入を補う社会手当と位置づけられるべきであり、子どもの貧困改善のために、児童扶養手当と養育費の双方を受け取ることができるようにする必要があるのである。

4. 親子の関係性からの観点

わが国の「離婚後の面会交流の実施状況」についてみると、「面会交流を行ったことがない母子家庭」の割合は50.8%であり、「面会交流を行ったことがない父子家庭」は41.0%に上る（母子世帯等調査）。つまり、わが国では離婚後において非監護親と子どもの関係は非常に希薄になっており、交流が全くないというケースも多数に上ることが窺える。

このような状況を改善するため、面会交流を促進するとともに、親子の関係において面会交流と「両輪の関係」ともいえる養育費について、その受給を促進することが親子の関係改善のために重要な意味を持つ。

わずか月々5,000円の養育費の支払いであったとしても、離れて暮らす親と子の絆が復活し、交流が生まれる。また、5,000円の養育費であっても、多くの食料を購入できるし、衣服も購入できる。修学旅行の積み立てを再開でき、修学旅行に行けるようにもなる。テキストや学習用品が購入できるようになり、子どもが意欲的に学習するきっかけになるかもしれない。その養育費が「貧困の世代間連鎖を食い止める」きっかけとなり、子どもにとって意義深いものになる可能性があるのである。

5. 結語

現在、子どもの貧困対策は待ったなしの状況にあり、平成25年には子どもの貧困対策法が成立し、一昨年には同法に基づく大綱も閣議決定され、社会全体で子どもの貧困対策に取り組む気運が盛り上がってきている。

養育費の受給・取り決めの推進が貧困改善の一つの手段となるよう、また、子どもの健全な育成のため、親子の関係性を維持・復活させるためにも、養育費の確実な受け取りを促進すべく、今こそ、平成14年の制度改悪ともいえるべき児童扶養手当の受給額算出時の所得認定に際して養育費を算入する規定を撤廃し、養育費を受け取った場合にも児童扶養手当が減らされないことがないよう現行制度を改善すべきである。

以上